

福井県報

号外第 24 号
令和 8 年
2 月 10 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 公共土木施設維持管理業務 8-1 の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について(86・土木管理課)…………… 1
- 公共土木施設維持管理業務 8-3 の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について(87・同)…………… 3

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(財産活用課)…………… 4

告 示

福井県告示第 86 号

公共土木施設維持管理業務 8-1 の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成 10 年福井県告示第 749 号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第 2 項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 10 日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務 8-1

(2) 業務場所

主要地方道小浜上中線 他

小浜市大手町 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うパトロール業務、維持修繕業務

道路施設 24 路線 L=174.8 km、河川施設 16 河川 L=88.0 km
パトロール業務 1 式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「地域維持事業入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

地域維持事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この業務を共同して請け負うことを目的として、5 から 10 の建設業者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者および構成員は、小浜土木事務所管内のうち小浜市内または若狭町(旧上中町に限る)内に、入札書を提出する日の前日から起算して 6 か月以上前から引き続き主たる営業所(法第 3 条第 1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。なお、その内訳は、小浜市内から 3 者以上かつ若狭町(旧上中町に限る)内から 2 者以上とすること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

<p>を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式工事A等級の資格、構成員は土木一式工事AまたはB等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。</p> <p>イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。</p> <p>ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。</p> <p>オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。</p> <p>カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。</p> <p>キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。</p> <p>ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。</p> <p>ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。</p> <p>イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。</p> <p>3 地域維持事業入札参加資格の審査の申請手続 地域維持事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。</p> <p>(1) 提出書類 ア 申請書</p>	<p>イ 地域維持型建設共同企業体協定書の写し</p> <p>ウ 委任状</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 令和8年2月10日（火）から同年2月24日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 福井県小浜市遠敷1丁目101 福井県嶺南振興局小浜土木事務所総務課</p> <p>(3) 申請書等の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 申請書等の交付期間と同じとする。</p> <p>イ 提出場所 申請書等の交付場所と同じとする。</p> <p>ウ 提出方法 郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。 なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。</p> <p>エ 提出部数 1部</p> <p>4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定 地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。 なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。</p> <p>5 地域維持事業入札参加資格の有効期間 地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあつてはこの業務が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの業務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。</p> <p>6 その他</p>
---	--

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第87号

公共土木施設維持管理業務 8-3の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年2月10日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公共土木施設維持管理業務 8-3

(2) 履行場所

一般国道365号 他

南条郡南越前町東大道 他

(3) 業務概要

福井県が管理する次の道路、河川、砂防施設などの安全を確保し、または性能の維持を図るために行うパトロール業務、維持修繕業務

道路施設 14路線 L=125.0km、河川施設 15河川 L=71.5km

パトロール業務 1式

2 この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「地域維持事業入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
地域維持事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この業務を共同して請け負うことを目的として、2から10の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、共同企業体の代表者は、丹南土木事務所管内のうち南越前町内に、入札書を提出する日の前日から起算して6か月以上前から引き続き主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有すること。共同企業体の構成員は、丹南土木事務所管内（越前市、南越前町、池田町）に主たる営業所を有すること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について、代表者は土木一式工事A等級の資格、代表者を含む構成員のうち、少なくとも1者は舗装工事の資格、その他構成員は土木一式工事A等級または舗装工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この業務の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも均等割の10分の6以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク この業務に関する入札公告において定める業務責任者等を配置することができること。

(3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この業務に関する入札公告において定める業務実績を有する者であること。

3 地域維持事業入札参加資格の審査の申請手続

地域維持事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- ウ 委任状
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

- ア 交付期間
令和8年2月10日（火）から同年2月24日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- イ 交付場所
福井県越前市上太田町42-1-1
福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

- エ 提出部数
1部

4 地域維持事業入札参加資格の有無の決定

地域維持事業入札参加資格の審査の申請をした者の地域維持事業入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定するものとする。

なお、地域維持事業入札参加資格の有無の決定を受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、地域維持事業入札参加資格の決定を取り消すことがある。

5 地域維持事業入札参加資格の有効期間

地域維持事業入札参加資格の有無は、この業務の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この業務を落札した共同企業体の入札参加資格にあってはこの業務が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体においてはこの業

務の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

地域維持事業入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月10日
福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
県庁舎総合管理業務 一式
- (2) 委託内容
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12

条の2第1項第1号または第8号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受けている者であること。

(6) 中央監視制御運転業務に係る作業員について、調達業務の特記仕様書の詳細となる「福井県庁舎設備管理要領」別表1に掲げる作業員資格に該当すること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を、落札後、福井県庁舎の建築物環境衛生管理技術者として選任させることができる者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 平成23年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として国または地方公共団体が発注した、中央監視制御運転業務（受託期間が1年以上のものに限る。）および延床面積10,000㎡以上の建物の警備業務、駐車場整理業務または清掃業務のいずれかの業務（受託期間が1年以上のものに限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式5）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「福井県物品調達等の電子入札に関する取扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課庁舎グループ

電話 0776-20-0252

FAX 0776-20-0628

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書別紙様式1）に必要書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年2月10日（火）9時から令和8年2月27日（金）17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課庁舎グループ

(イ) 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間必着とする。）。

(3) 資格申請

2に示す資格について別に知事が行う審査により認定を受けていない者については

、9(7)に従い開札の日時までに資格の認定を受けなければならない。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
令和8年3月23日(月)8時30分から17時まで
令和8年3月24日(火)8時30分から16時まで

(3) 開札日時
令和8年3月25日(水)9時

(4) 開札場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁 6階 入札室

7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) 当該入札においては、調査基準価格を設定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合、落札者の決定を保留し、当該入札に係る価格により契約の内容に適合した履行がなされるかを調査(福井県低入札価格調査制度実施要領に基づく調査)した後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。したがって、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、最低の価格をもって入札した者であっても落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、入札後に、当該入札価格の根拠となる詳細資料を提出しなければならない。また、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 当該競争入札の落札決定の効果は、令和8年度予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請の受付時期
福井県の休日等を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required
Total management for Fukui prefectural office building

(2) Date, Time of bidding
9:00A.M. 25th March, 2026

(3) Period of contract
From 1st April 2026 to 31st March 2027

(4) Contact point for the notice
Asset utilization division, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0252